

○伊予市行政評価に関する条例

平成18年12月26日条例第65号

(目的)

第1条 この条例は、伊予市（以下「市」という。）が行う施策及び事務事業（以下これらを総称して「行政活動」という。）の評価に関し必要な事項を定めることにより、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民への説明責任を全うする観点から、行政活動の評価に関する情報を公開することによって、住民の視点に立った市政運営を展開するとともに情報を共有することによる市民参画型の行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 行政活動の全般について、その実施の効果等を分析し、検証を行うことをいう。
- (2) 施策 市の基本方針を実現するための具体的な方針及び対策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。
- (4) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

(評価実施の基本的考え方)

第3条 実施機関は、行政評価を行うに当たって、妥当性、有効性及び効率性の観点その他必要な観点から、具体的数値等を用いて定量的にその効果を判定するものとする。

2 実施機関は、前項の評価の結果を施策及び事務事業の質の向上及び効率化のため活用するとともに、市の基本方針に反映させるものとする。

(評価の実施)

第4条 実施機関は、自らが所管する行政活動に関し、次に掲げる評価を行うものとする。

- (1) 事前評価
- (2) 中間評価
- (3) 事後評価

(評価調書)

第5条 実施機関は、前条に規定する評価を行ったときは、別に定める調書を作成するものとする。

(外部評価)

第6条 **市長の附属機関として、伊予市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置き、市長の諮問に応じ、市が行う行政評価に関し調査審議（以下「外部評価」という。）させる。**

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(住民の意見聴取)

第7条 実施機関は、第4条第3号に規定する事後評価の実施に併せ、一定の期間を設けて住民の意見を積極的に聴取するものとする。

2 実施機関は、前項の意見聴取を行ったときは、その意見を行政活動に適切に反映させるものとする。

(評価結果の公表)

第8条 実施機関は、第6条に規定する外部評価実施後、行政評価結果について、市ホームページの利用その他住民が情報を容易に入手できる方法で公表するものとする。

(市長の調整)

第9条 市長は、他の実施機関に対し、行政評価に関する報告を求め又は助言を行うことができる。

(議会への報告)

第10条 市長は、行政評価を実施したときは、速やかに議会に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。